

第4回 貨物軽自動車運送事業適正化協議会

議事次第

令和6年7月31日（水）13：00～14：30

中央合同庁舎第2号館低層棟共用会議室5

1. 開 会

2. 議 事

貨物軽自動車運送事業者に対する今後の安全対策

貨物軽自動車運送事業に係るアンケート結果

貨物軽自動車運送事業者の新規制対応への負担軽減及び周知策

3. 意見交換

4. 閉 会

〈配布資料〉

○資料1 貨物軽自動車運送事業者に対する今後の安全対策

○資料2 貨物軽自動車運送事業に係るアンケート結果

○資料3 貨物軽自動車運送事業者の新規制対応への負担軽減及び周知策

貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策

1 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任※し、以下2つの講習受講を義務付ける。
 - ・**貨物軽自動車安全管理者講習**：貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
 - ・**貨物軽自動車安全管理者定期講習**：2年ごとに受講
- ※ 一般貨物自動車運送事業等を経営している場合、営業所において運行管理者として選任されているものを当該貨物軽自動車安全管理者として選任することも可
- 貨物軽自動車安全管理者を選任したときは、貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称、貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日、貨物軽自動車安全管理者の兼職※の有無等を届出させる。
 - ※ 主に運転者や運行管理者と兼ねるかどうかを記載
- 既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については、施行後2年の猶予期間を設ける。

2 業務記録の作成・保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、業務記録の作成及び1年間の保存を義務付ける。主な項目は以下の通り。：
 - ① 業務の開始、終了及び休憩の日時
 - ② 業務の開始、終了及び休憩の地点
 - ③ 業務に従事した距離
 - ④ 主な経過地点
 - ⑤ (荷主都合により集貨又は配達を行った地点で30分以上待機した場合)
集貨地点、集荷地点に到着した日時、荷役作業の開始及び終了の日時、附帯業務の開始及び終了の日時
 - ⑥ (荷役作業等を実施した場合 (荷役作業等が契約書に明記されている場合は、荷役作業等が1時間以上である場合に限る))
集貨地点、荷役作業の開始及び終了の日時、荷役作業の内容、左記に掲げた事項に係る荷主の確認の有無

3 事故記録の保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

4 国土交通大臣への事故報告の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

5 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

- 一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている以下の特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）の特定の運転者にも義務付ける：
 - ① 運転者として新たに雇い入れた者
 - ② 高齢者（65歳以上の者）
 - ③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- 上記について、既存の貨物軽自動車運送事業者については、施行後3年の猶予期間を設ける。
- また、貨物軽自動車運送事業者は、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適正診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置かなければならないことを義務付ける。

スケジュール

法律は令和6年5月15日に公布済。今後の予定は以下の通り。

・本年11月を目途に、公布後6ヶ月以内に講習機関に係る登録の申請を開始

・来年度当初を目途に、公布後1年以内に貨物軽自動車運送事業者に対する規制を開始（既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については施行後2年の猶予期間、特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診の義務付けについては施行後3年の猶予期間を設ける）

貨物軽自動車運送事業に係るアンケート結果

貨物軽自動車運送事業に係るアンケート調査

- 貨物軽自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業適正化協議会構成員、適性診断機関に対して、貨物軽自動車運送事業に係るアンケート調査を実施した。

■ 貨物軽自動車運送事業者に対するアンケート

- 調査期間：令和6年6月12日（水）～6月30日（日）
- 調査対象：貨物軽自動車運送業者（貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員等経由）
- 回答者数：7,523者（63,086車両）
- 回答方式：WEBアンケート
- 主な質問：適性診断の受診義務、業務記録の実施有無、規制に係る情報源等

■ 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケート

- 調査期間：令和6年6月3日（月）～6月11日（火）
- 調査対象：貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員
- 回答者数：14者
- 回答方式：メールを用いた書面
- 主な質問：業務記録ツールの提供状況、新たな安全対策の周知方法等

■ 適性診断機関に対するアンケート

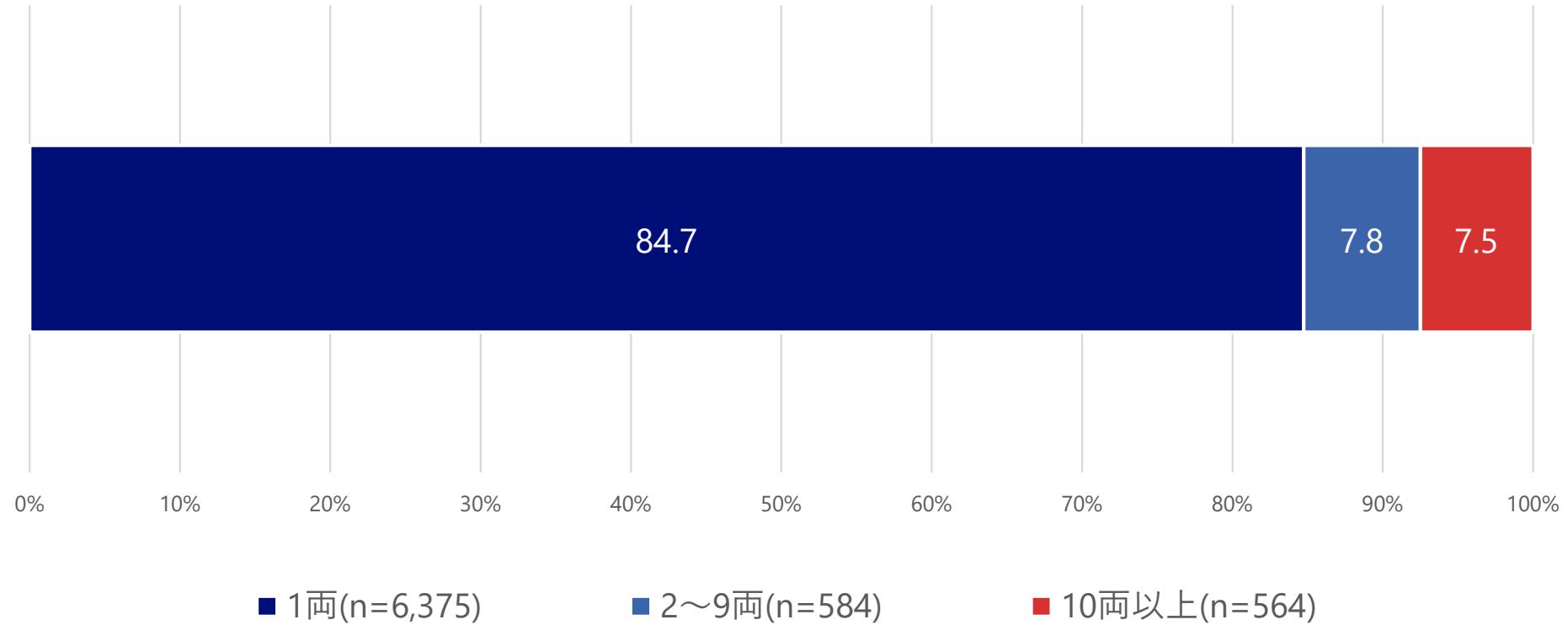
- 調査期間：令和6年6月12日（水）～6月21日（金）
- 調査対象：適性診断（貨物）の実施機関
- 回答数：136者
- 回答方式：メールを用いた書面
- 主な質問：適性診断の受診人数、最大受入可能人数等

貨物軽自動車運送事業者に対するアンケート

事業者規模別・回答者数

- 今回のアンケート調査は、個人ドライバー（車両1両保有）からの回答が最も多く約85%。

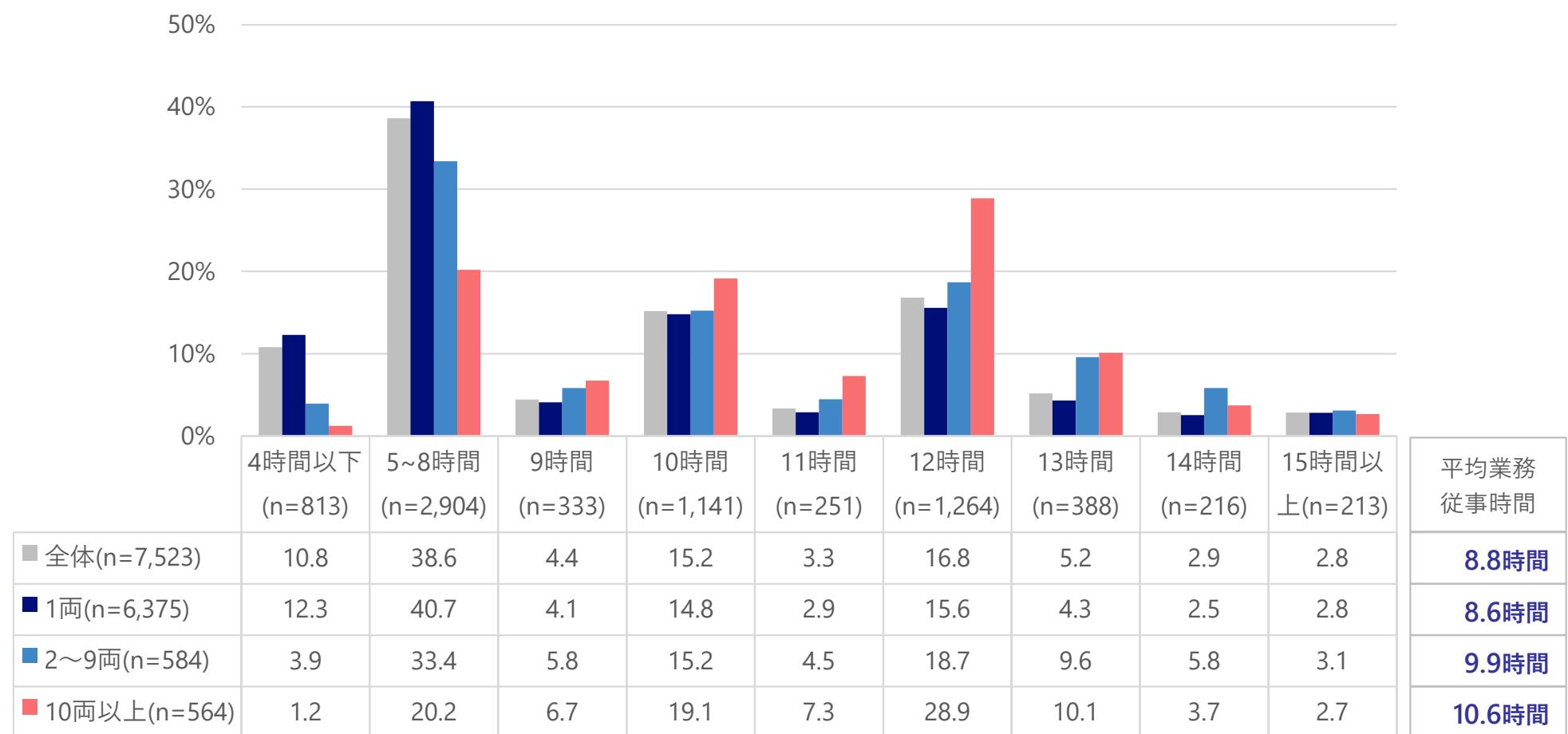
事業者規模別・回答者数（事業者数ベース；n=7,523）



1日あたりの業務時間

- 事業者規模が大きくなるほど、1日当たりの業務従事時間が増える傾向。

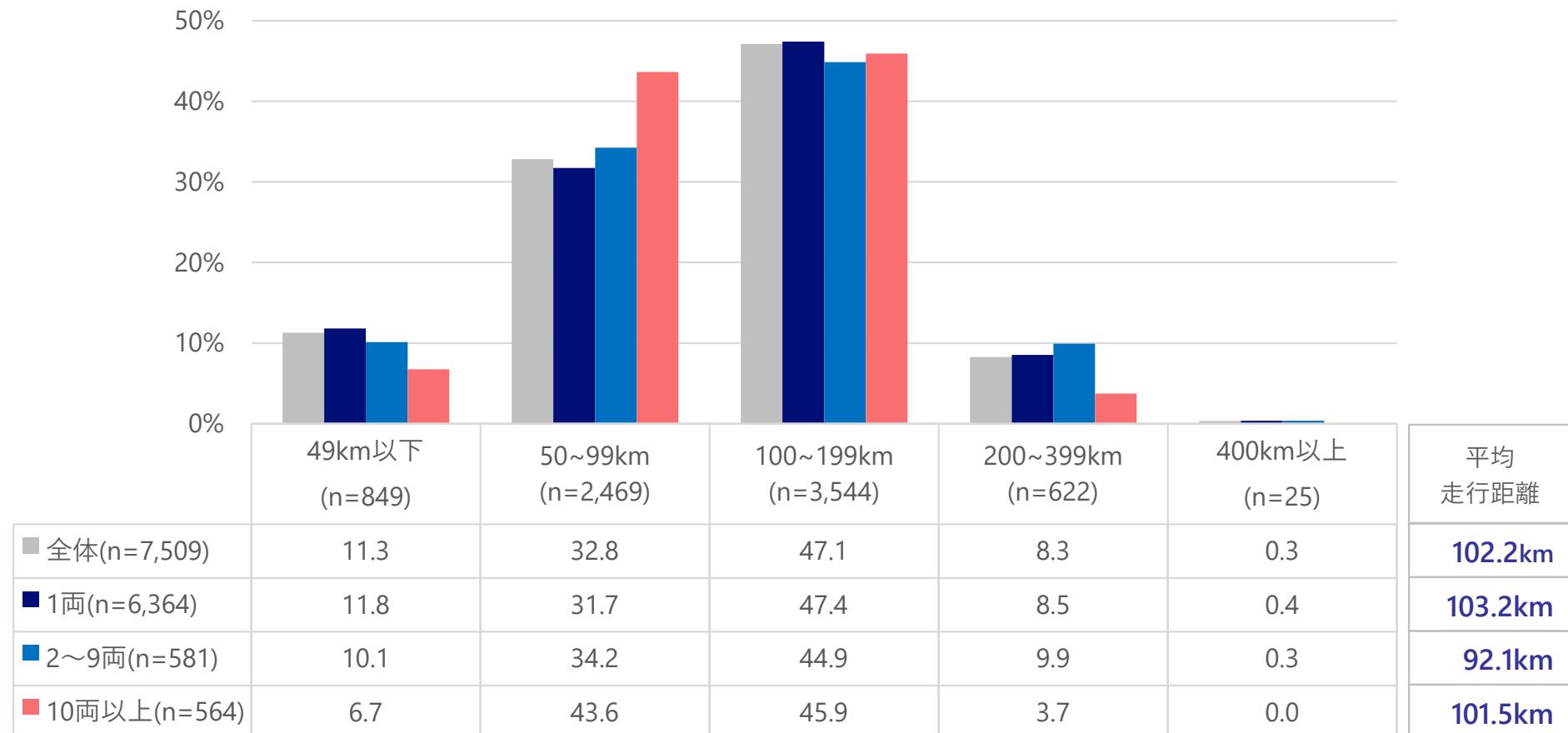
事業者規模別・1日あたり平均業務従事時間（数値回答；有効回答 n=7,517）



1日あたりの走行距離

- いずれの規模の事業者も、1日あたりの走行距離は「50~99km」と「100~199km」に集中している。

事業者規模別・1日あたり平均走行距離 (数値回答；有効回答 n=7,509)



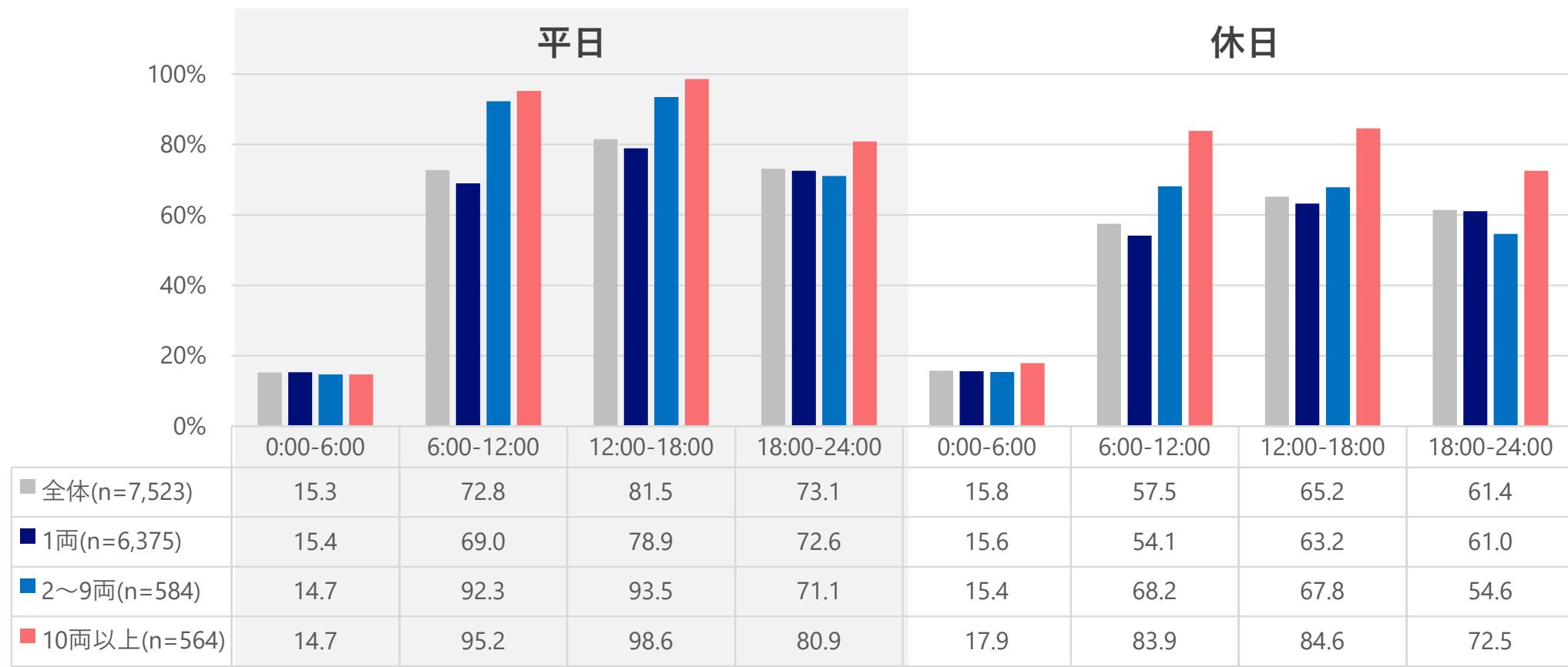
※回答者のうち、「1,000km以上」(n=14)は実態として想定できないことから、無効回答として集計した。

出所) 貨物軽自動車運送事業者に対するアンケートよりNRI作成

配送時間帯

- 貨物軽自動車運送事業者による配送時間帯は、「12:00-18:00」が最も多い。
- 平日と休日を比較すると、平日に配送している者が多い。

事業者規模別・配送時間帯（複数回答；n=7,523）

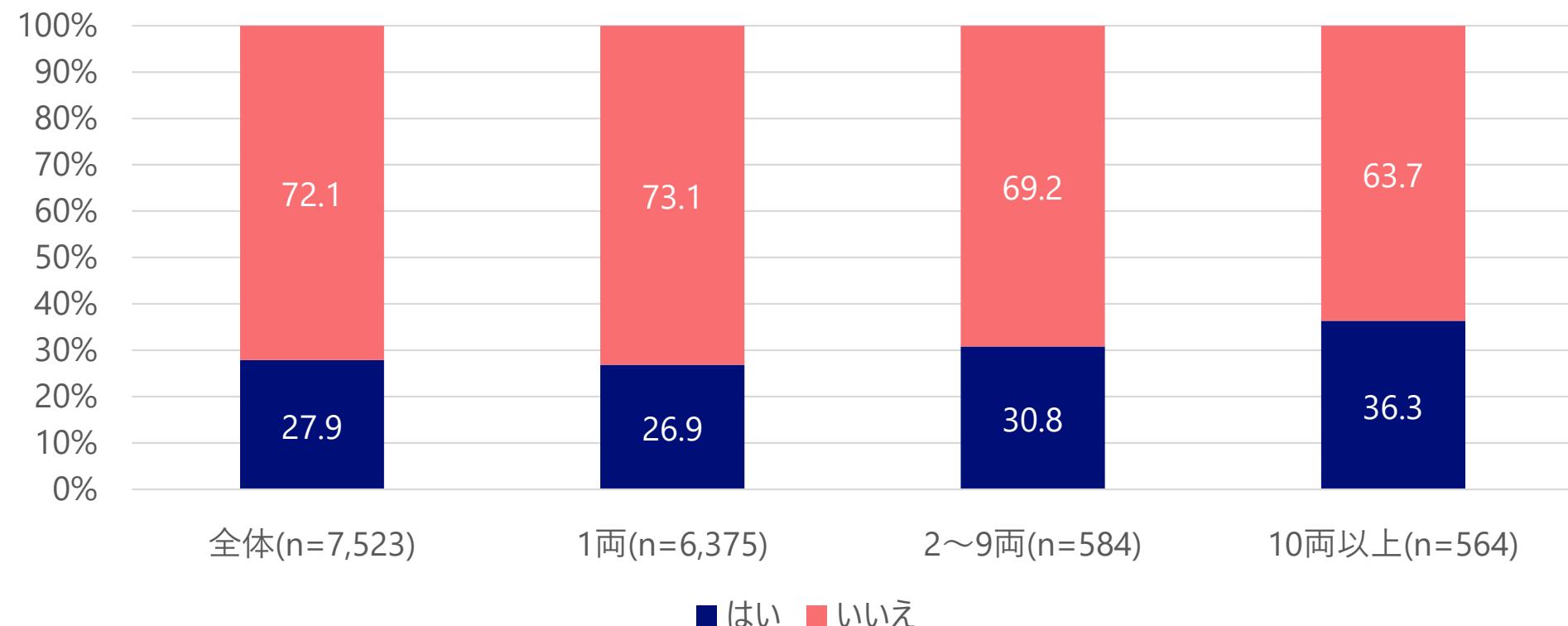


適性診断の受診有無

- すでに適性診断を受診させている貨物軽自動車運送事業者は3割弱。
- 事業者規模が小さいほど、受診率は低い傾向にある。
- 令和6年3月末時点の事業用軽貨物自動車の保有台数は約32万台であるところ、約23万人程度※が適性診断未受診であると推計される。

※貨物軽自動車（四輪・営業用）の保有台数＝貨物軽自動車運送事業の運転者数と仮定し、適性診断を受診させたことがないと回答した割合を掛け合わせて算出 $315,287 \times 0.721 = 227,322$

事業者規模別・適性診断受診有無（事業者数ベース；n=7,523）



業務記録の有無

- 貨物軽自動車運送事業者が記録している事項は、**業務の開始及び終了の日時・地点が多い。**
- 小規模事業者ほど、記録している業務の種類が少なくなる。

業務記録有無（%；単一回答；n=7,523）

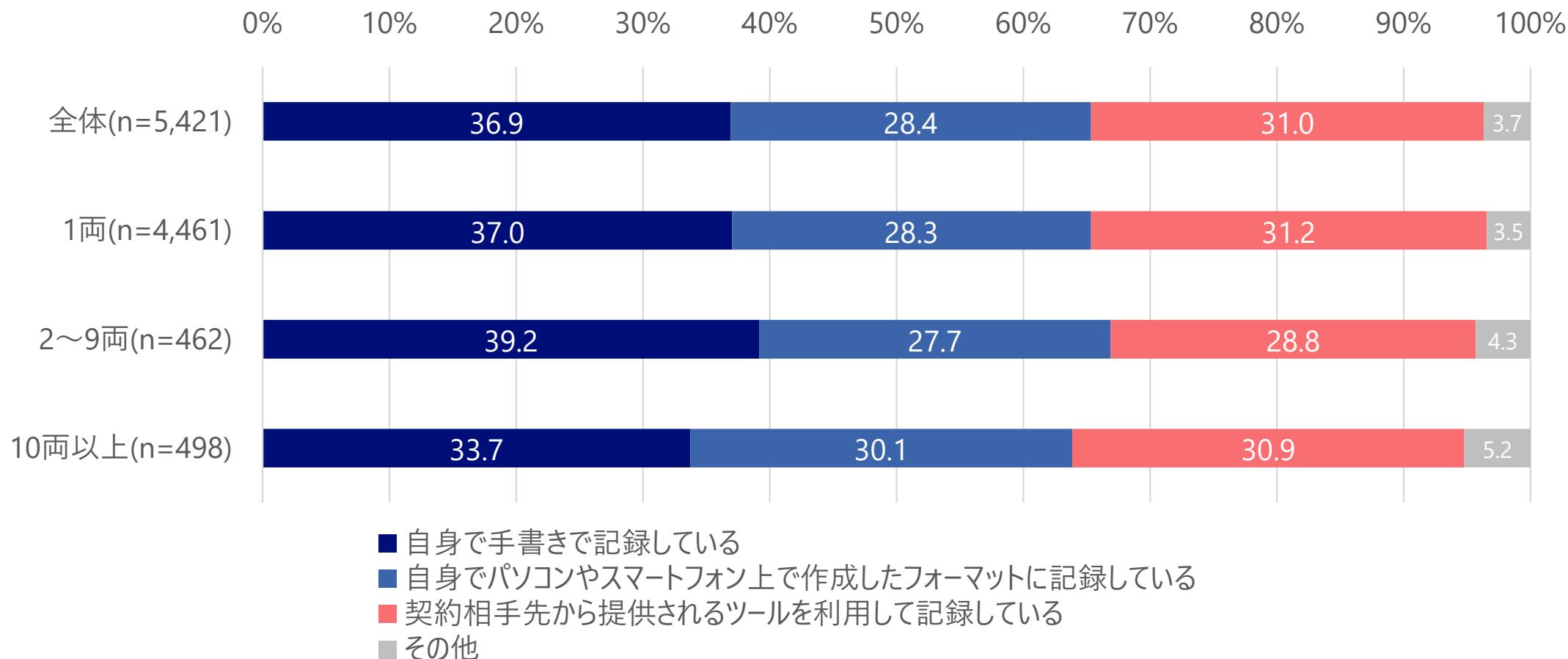
記録している	：50%以上			
	：50%未満	全体 (n=7,523)	1両 (n=6375)	2～9両 (n=584)
業務の開始及び終了の日時	60.9	58.4	68.5	81.0
業務の開始及び終了の地点	50.6	48.0	61.3	70.0
業務に従事した距離	43.0	41.8	48.8	51.6
貨物の積載状況 (重量又は個数、積み付け状況)	40.1	37.0	54.1	59.6
主な経過地点	31.6	30.1	36.5	43.1
休憩日時	22.1	19.5	33.9	38.8
休憩地点	18.2	16.8	25.2	27.5

出所) 貨物軽自動車運送事業者に対するアンケートよりNRI作成

業務記録手法

- 6割強の事業者は、独自の方法で業務の内容を記録している。

事業者規模別・業務記録手法（単一回答；n=5,421）

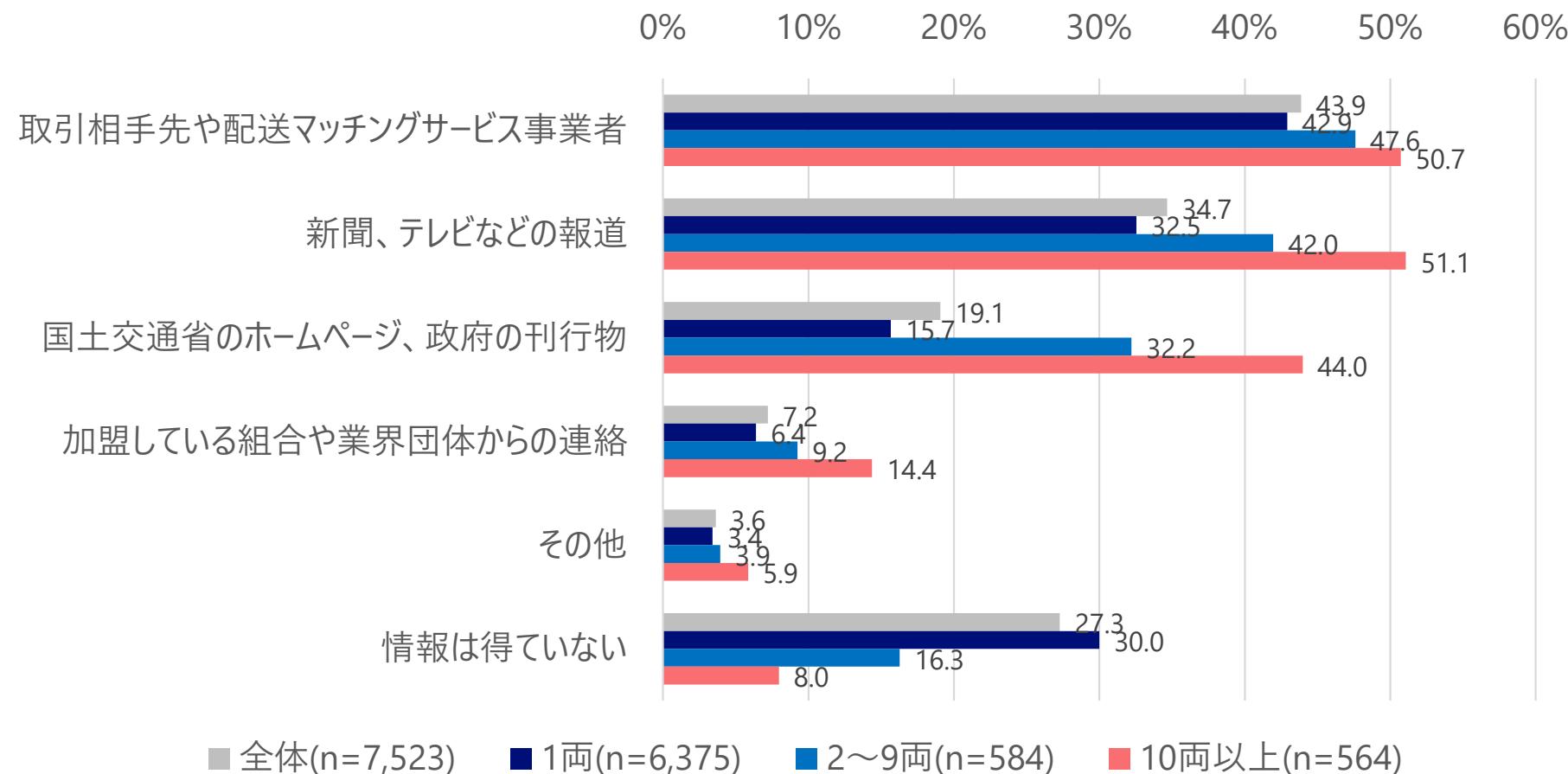


出所) 貨物軽自動車運送事業者に対するアンケートよりNRI作成

規制に関する情報源

- 規制に関する情報源は、普段接することの多い取引先等や、新聞・テレビ等のメディアが多い。
- 小規模事業者ほど、情報を得ていないケースが多い。

規制に関する情報源（複数回答；n=7,523）



貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケート

貨物軽自動車運送事業適正化協議会構成員に対するアンケート調査概要

■ 調査概要

- 本協議会の構成員である元請運送事業者、業界団体、プラットフォーム運営事業者、荷主、協同組合に対して、貨物軽自動車運送事業に従事する運転者の適性診断の受診有無や業務記録の作成有無、安全対策の周知方法、事故発生時の報告依頼内容等を聴取した。

■ 調査対象

- 運送事業者（5者）
- 業界団体（1者）
- プラットフォーム運営事業者（6者）
- 荷主（1者）
- 協同組合（1者）

■ 調査項目

- 貨物軽自動車運送事業に従事する運転者の適性診断の受診状況（※運送事業者・協同組合のみ）
- 貨物軽自動車運送事業に従事する運転者の業務記録の作成状況（※運送事業者のみ）
- 貨物軽自動車運送事業者に対する業務記録ツールの提供状況
- 貨物軽自動車運送事業者に対する事故発生時の報告依頼状況（※業界団体を除く）
- 貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策の周知方法

適性診断の受診状況

- 多くの運送事業者が、自社で貨物軽自動車運送事業に従事する運転者に適性診断を受診させている。

適性診断の受診状況

貨物軽自動車運送事業者の適性診断の受診状況		
運送事業者※・ 協同組合（6者）	一般貨物自動車運送事業等に従事する可能性がなくとも、 会社として受診させている	3者
	一般貨物自動車運送事業等に従事する可能性がある者のみ、 会社として受診させている	1者
	一部受診させている	1者
	受診させていない	1者

※ 自社の社員の適性診断の受診状況について聴取

出所) 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケートよりNRI作成

業務記録の作成状況

- 運送事業者では、全ての事業者が自社で貨物軽自動車運送事業に従事する運転者に業務記録を作成させている。
- 業務記録の作成方法としては、手書きや自社フォーマットを用いた作成が多いが、デジタコから自動出力させている事業者も存在。

業務記録※の作成状況

貨物軽自動車運送事業者の 業務記録の作成有無		
運送事業者※ (5者)	有り	5者
	無し	0者

業務記録の作成方法

- 手書きで記録している 1者
- 自社で作成したフォーマットをPCやスマートフォンを用いて記録している 3者
- 軽貨物自動車にもデジタコを搭載し、業務日報を自動出力している 1者

※ 自社における作成の有無について聴取
出所) 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケートよりNRI作成

業務記録ツールの提供状況

- 一部の構成員が業務の記録を行うことができるアプリ等を提供している。

貨物軽自動車運送事業者に対する業務記録ツールの提供状況

	業務記録ツール 提供者数	ツールの主な内容
運送事業者 ^{※1} ・業界団体・ 協同組合 (7者)	2者	<ul style="list-style-type: none">■ 時間、距離、配送先等をアプリで記録■ システムで印字またはメール送信される配車票を業務記録ツールとして活用
プラットフォーム 運営事業者・ 荷主 (7者)	4者 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none">■ 配達用アプリにおいて、稼働時間や配達の経路、移動距離、配達件数等を管理可能■ 休憩を促したり、一定以上オンライン状態が継続した場合に強制的に稼働を止めたりする機能あり

※1 委託先の貨物軽自動車運送事業者に対する業務記録ツールの提供状況について聴取

※2 アプリ上で稼働時間、経路などを確認できる者を含む

出所) 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケートよりNRI作成

想定している新たな安全対策の周知方法

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、メールやアプリを通じた周知を考えている構成員が多い。

安全対策の周知方法	
運送事業者※・ 業界団体・ 協同組合 (7者)	<ul style="list-style-type: none">■ メールによる周知（4者）■ 書面による周知（3者）■ 掲示板・ポスターによる周知（2者）■ WEBでの周知（2者）■ 朝礼での周知（1者）■ 簡易点呼での周知（1者）■ e-ラーニングによる学習機会の提供による周知（1者）■ 安全教本による周知（1者）■ アプリによる周知（1者）■ 動画による周知（1者）■ 定例会における周知（1者）
プラットフォーム 運営事業者・ 荷主 (7者)	<ul style="list-style-type: none">■ メールによる周知（6者）■ アプリによる周知（5者）■ WEBによる周知（2者）■ チャットによる周知（1者）■ サイネージによる周知（1者）

※ 委託先の貨物軽自動車運送事業者に対する安全対策の周知手法について聴取
出所) 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケートよりNRI作成

事故発生時の報告依頼状況

- 多くの構成員が、事故発生時の報告を貨物軽自動車運送事業者に対して義務付けている。

貨物軽自動車運送事業者に対する事故発生時の報告依頼状況

	報告依頼状況	
	義務付け	任意依頼
運送事業者※ ¹ ・協同組合 (6者)	6者※ ²	-
プラットフォーム運営事業者・荷主 (7者)	3者※ ³	5者※ ⁴

出所) 貨物軽自動車運送事業適正化協議会の構成員に対するアンケートよりNRI作成

※1 委託先の貨物軽自動車運送事業者に対する業務記録ツールの提供状況について聴取

※2 1者は「個人の直接契約」を除く

※3 1者は「法人に対してのみ」

※4 1者は「個人事業主に対してのみ」

○ 主な報告内容

- ・発生日時、発生状況、被害状況および怪我の有無、対応状況、当日の天候や道路状況、原因や再発防止策等

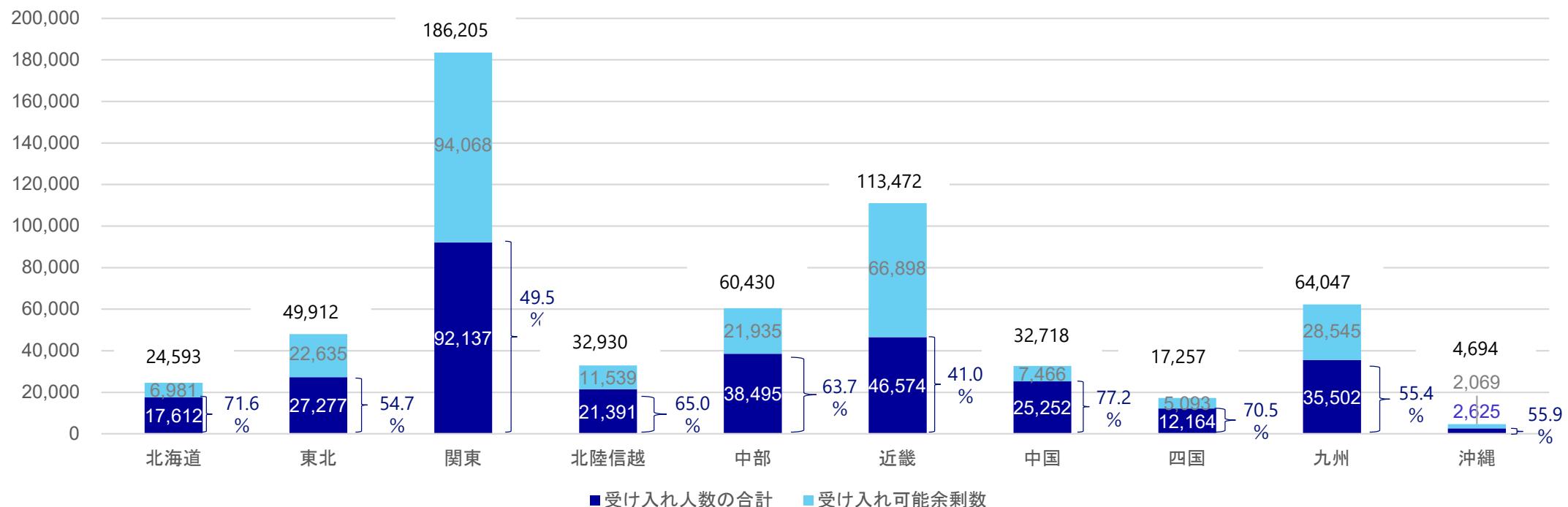
適性診断機関に対するアンケート

地域別の適性診断機関の受入可能人数

- 現在適性診断を実施している機関のキャパシティが今後も変わらず、当該機関が貨物軽自動車運送事業者の運転者向けの適性診断を受け入れると仮定した場合、その受け入れ可能人数は年間約27万人と推計される。

全国全体の受入可能人数585,808人に対し、令和5年度の受入実績人数は319,029人（稼働率54.5%）。現在貨物の適性診断を実施している機関が貨物軽自動車運送事業者の運転者向けの適性診断を受け入れると仮定すると、年間のキャパシティは全国で266,779人

各地域の適性診断実施機関における受入可能人数と受け入れ人数



出所) 全国の適性診断（貨物）の実施機関に対するアンケートよりNRI作成

貨物軽自動車運送事業者の新規制対応への負担軽減及び周知策

貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策

法令に基づく安全対策

貨物軽自動車運送事業者に対する 規制措置

- 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け
- 業務記録の作成・保存の義務付け
- 事故記録の保存の義務付け
- 国土交通大臣への事故報告の義務付け
- 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

法令の円滑な執行のための施策

規制措置に対応するための 事業者の負担軽減方法

- 講習のオンライン化
- 適性診断の受診の環境整備
- 業務記録・事故記録ツールの提供



規制措置を理解してもらうための 事業者向けの周知方法

- 安全規制に係る周知ツールの作成
- 貨物軽自動車運送事業者への周知手法

規制措置の実効性担保策

- 義務付け内容の履行状況の確認

貨物軽自動車運送事業者の負担軽減方法(案)

- 貨物軽自動車運送事業において新たな規制を導入するが、事業者の負担の軽減を極力さげるべく、講習のe-ラーニング化の推奨や、適性診断の受診の環境整備、業務記録・事故記録ツールの提供を行う。

講習のe-ラーニング化の推奨

- e-ラーニングでの講習も可能とする (24時間・365日受講可能)

適性診断機関受診の環境整備

- 現行、どの地域であっても適性診断を受診できるキャパシティがあるが、適性診断の実施機関の拡大等を働きかけることで、適性診断を受診しやすい環境を整備する。
- 既存の貨物軽自動車運送事業者に対しては、適性診断の受診について、3年間の猶予措置を設ける。

業務記録・事故記録ツールの提供

- 現在業務記録・事故記録ツールを活用していない事業者向けに提供することを想定し、業務の記録、事故の記録を簡易に入力し、改善基準告示の遵守状況も確認できるツール（Excel）を提供する

貨物軽自動車運送事業者に対する周知(案)

- 貨物軽自動車運送事業者向けに安全規制に係る周知ツールの作成を行った上で、各種手法にて周知を行う。

安全規制に係る周知ツールの作成

- リーフレット・ポスター・動画作成



貨物軽自動車運送事業者への周知手法

- 国交省における説明会の開催
- WEB広告バナーでの周知
- 問い合わせ窓口の設置
- 協議会構成員等を通じた周知
 - ・アプリ、ウェブサイト、メール、軽貨物事業者向け研修会等での周知

規制の実効性担保策(案)

- 協議会構成員等に対し、貨物軽自動車運送事業者が今般の規制を履行しているか、確認するよう働きかける。

イメージ



【ご協力いただきたい事項】

- 貨物軽自動車運送事業者に対する安全規制に係る周知
- 現在、提供されている業務記録ツール等があれば、今般の規制に対応したツールへのアップデート
- 契約やサービス提供時の事業者の規制履行確認